

地震防災対策の現状調査にかかるアンケート

内閣府政策統括官 ☎ 03-3501-6996
総務課防災グループ ☎ 27-2481

内閣府では、今後の防災対策に向けて、皆さまの声を反映させるため避難意識等に関する調査を実施します。

アンケートの目的

減災目標の達成をめざし、地域の特性に応じた対策が進められています。皆さまの声を反映させるため避難意識等に関する調査を実施します。

一人でも多くの方にご回答いただき、ご意見をお聞かせください。



こちらにアクセスして
ご回答をお願いします。

URL : <https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>

回答方法

- ・回答は1人1回限りです。
- ・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません。
- ・選択式の設問は、該当する選択肢をチェックしてください。記述式の設問は可能な限り具体的に回答ください。
- ・お答えいただいた内容は、個人が特定できないようとりまとめた後、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。



トラクターやフォークリフトなどをお持ちの方へ

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

公道を走らないトラクターやフォークリフトなども課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

公道を走らない場合(田畑や敷地内でしか使用しない)でも、小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。該当する車両を所有している場合は、軽自動車税の申告をして課税標識の交付を受けてください。

小型特殊自動車の課税標識(ナンバープレート)は、軽自動車税の課税物件であることを表す標識です。課税標識(ナンバープレート)の交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていなければ公道を走ることはできません。

農耕用作業機	その他(農耕用以外)
トラクター、コンバイン 田植機、農業散布車など	フォークリフト ショベルローダーなど
	
最高速度35km/h未満 車体のサイズ制限なし 排気量の制限なし	最高速度15km/h以下 長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下 排気量制限なし

※表の条件に該当しないもので事業に使用しているものは「固定資産税(償却資産)」の申告の対象となります。

課税標識(ナンバープレート)の交付(申告)の際に必要なもの
・販売証明書または譲渡証明書
・車両の情報(所有者と使用者の住所と氏名、車名とメーカー名、車体番号、排気量)

よくある質問

- | | |
|--|--|
| <p>Q1. 公道を走らないから、ナンバープレートをつける必要はないのでは?
A1. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。公道走行とは無関係です。</p> <p>Q2. 取得した際にナンバープレートをつける必要はないといわれたが?
A2. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。該当する車両を取得、または現在、未申告の車両を所有している場合は、速やかに軽自動車税の申告をして課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。不申告の場合は「過料(10万円以下)」が科せられます。</p> <p>Q3. 対象になる車両は?
A3. 農耕用の小型特殊自動車は、トラクター・コンバイン・田植機・農業用薬剤散布車などで、乗用装置のあるものが対象です。農耕用以外は、フォークリフト・ショベルローダー・タイヤローラー・草刈作業車などが対象です。</p> | <p>Q4. 車両を買い換えたので、そのままナンバープレートを付け替えてよいのか?
A4. 車両を買い換えたときは、課税標識(ナンバープレート)も変える必要があります。前の車両の課税標識を返納し「廃車」申告手続きをするとともに、新しい車両の「登録」申告手続きをしてください。</p> <p>Q5. 現在、使用していないのでナンバープレートを返したいのだが?
A5. 小型特殊自動車は、使用していない場合でも、所有していることで軽自動車税が課税されます。車両を廃棄、譲渡した場合に課税標識(ナンバープレート)を返却してください。</p> <p>Q6. 手数料を払うので希望ナンバーを交付してほしい。
A6. 課税標識(ナンバープレート)の管理の都合上、希望ナンバーには対応できませんのでご了承ください。</p> |
|--|--|

価格高騰支援給付金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

電力・ガス・食料品などの価格高騰に伴う負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に給付金を給付します。

対象世帯

①住民税非課税世帯
今年6月1日時点で本町の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和5年分住民税均等割が非課税の世帯(生活保護世帯を含む)

②家計急変世帯

①のほか、今年1月から6月までに予期せず家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

給付額

1世帯あたり3万円

支給手続き

①の方：対象世帯に確認書または申請書を送付します。申請書は支給に審査が必要な方に送付します。いずれも必要事項をご記入のうえ返送してください。

②の方：支給を受けるには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

申請期限

9月30日(土)まで ※当日消印有効

北海道胆振東部地震から5年を迎えるにあたり

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

追悼式、黙とう、メッセージ放送を行います。また、吉野地区に献花台を設置します。

北海道胆振東部地震厚真町追悼式

日時▶9月2日(土)
式典：10時~12時

場所▶総合福祉センター

- ・香典、供物などはご遠慮ください。
- ・献花用の花は、会場に用意します。

黙とう

日時▶9月6日(水) 正午から1分間
・消防サイレンに合わせ黙とうをお願いします。
・火災と間違えないようにお願いします。

町長メッセージ放送(防災行政無線)

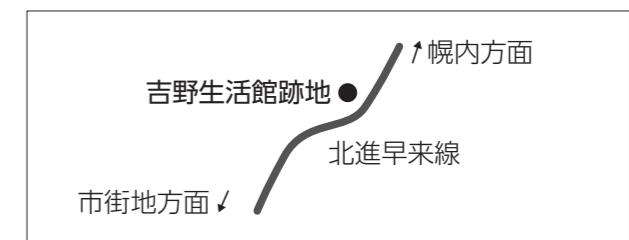
日時▶9月6日(水) 12時20分(再放送：同日20時)

吉野献花台の設置

場所▶吉野生活会館跡地(吉野19-1)

設置期間 9月1日(金)~6日(水)

・供物はカラスやクマなどの野生動物の餌となりますので、必ずお持ち帰りください。



北海道胆振東部地震にまつわる書籍を発行します

まちづくり推進課 町史・災害史編さん室 ☎ 27-3179

町では、胆振東部地震にまつわる2種類の書籍を発行します。

『災害対応及び復旧・復興に関する報告書』

行政の視点で災害対応を検証して記録に残すため、役場や消防など行政機関の災害対応の検証、義援金などの支援、復旧事業について整理しました。被災した自治体としての経験や知見を後世に伝えます。

『復旧・復興から未来創生へ』

被災した人たちの経験を記憶として後世に伝える証言集です。町民の皆さんに協力いただき、3部構成で被災体験をまとめました。

- 第1部：「平成30年北海道胆振東部地震」発生
- 第2部：震災直後に始まった「命と生活を守る闘い」
- 第3部：復旧・復興、そして創生へ